

平成28年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成28年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁	
議案第2号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算			
	1	補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 子育て応援課 青少年・家庭課 健康政策課 医療政策課 医療指導課	1 2 3 4 7 9 10 12
	2	歳入歳出事項別明細書	/	15
	3	節の明細	/	21
	4	継続費に関する調書	青少年・家庭課 健康政策課	22
	5	繰越明許費に関する調書	障がい福祉課	23
	6	債務負担行為に関する調書	福祉保健課 子育て応援課 子ども発達支援課 医療政策課	24

【予算以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について	子育て応援課	26
議案第13号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	29
議案第25号	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について	医療指導課	32

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年11月11日専決)	福祉保健課	34

議案第2号

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	6,559,914	7,500	6,567,414			7,500		
障がい福祉課	7,805,601	1,255	7,806,856	627			628	
子育て応援課	6,195,975	15,098	6,211,073			15,098		
青少年・家庭課	2,425,843	16,508	2,442,351	3,897	8,000		4,611	
健康政策課	1,735,672	9,965	1,745,637		7,000		2,965	
医療政策課	8,269,858	2,338	8,272,196	2,338				
医療指導課	13,324,321	148	13,324,469				148	
部計	58,320,600	52,812	58,373,412	6,862	<10,500> 15,000	22,598	8,352	県費負担 18,852

説明

主な事業

- ・【制度改正】特別医療費助成事業費
- ・【債務負担行為】子育て支援員研修実施事業
- ・(新)鳥取県国民健康保険運営協議会運営事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

4項 災害救助費

1目 救助費

福祉保健課 (内線: 7142)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	その他	一般財源	
(新) 平成28年熊本地震に係る市町村等の救助経費清算金	0	7,500	7,500		(負担金) 7,500		
トータルコスト	0	7,500	7,500	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数 工程表の政策目標(指標)	0.0人 —	0.0人	0.0人	熊本震災に係る被災県への求償			
事業内容の説明							
<p>1 事業の目的・概要 平成28年熊本地震において、災害救助法に基づき被災地の支援に要した経費を被災県に求償することとしており、県内市町村が要した費用を県から支払う。</p> <p>2 主な事業内容 県及び県内市町村等が、災害救助法に基づく被災地の支援に要した経費について、県がとりまとめ被災県へ求償する。被災県からの求償に係る支払いを県が受け、県内市町村への支払等を行うもの。 【主な経費】 避難所の運営支援(派遣職員に係る人件費、旅費等)、支援物資(購入費、輸送費等)など。</p> <p><参考>災害救助法第20条 第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。</p>							

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
盲ろう者支援センター整備等事業	23,982	1,255	25,237	627			628											
トータルコスト	24,762	1,255	26,017	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	契約事務等														
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>昨年度、盲ろう者支援コーディネーター(県非常勤職員)による盲ろう者実態調査を実施し、県内の盲ろう者の実態把握等を行った。この成果を引き継ぐため、今年度、米子市内に鳥取県盲ろう者支援センターを設置し、新たに相談支援事業を開始したところである。</p> <p>これらの取組により、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者が増加するとともに、個々の利用時間数も増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、盲ろう者の社会参加に必要不可欠な派遣事業の所要額を措置し、引き続き盲ろう者の社会参加を支援する。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前</th> <th>補正</th> <th>計</th> <th>補正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</td> <td>7,435</td> <td>1,255</td> <td>8,690</td> <td>本事業は、盲ろう者のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う事業であるが、派遣の利用実績の増加に伴い、これに係る経費の不足が見込まれるため、増額補正を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	補正前	補正	計	補正内容	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	7,435	1,255	8,690	本事業は、盲ろう者のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う事業であるが、派遣の利用実績の増加に伴い、これに係る経費の不足が見込まれるため、増額補正を行う。
区分	補正前	補正	計	補正内容														
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	7,435	1,255	8,690	本事業は、盲ろう者のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う事業であるが、派遣の利用実績の増加に伴い、これに係る経費の不足が見込まれるため、増額補正を行う。														

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

子育て応援課 (内線: 7572)

1項 社会福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7869)

8目 特別医療費助成事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
【制度改正】特別医療費助成事業費	1,580,474	0	1,580,474																	
トータルコスト	1,583,593	0	1,583,593	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	条例改正																
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>近年、超未熟児や先天的な疾病等により新生児集中治療室等での治療を受け、在宅移行後も医療的なケアが必要となる子どもが増えてきており、在宅療養において訪問看護を利用するケースが出てきている。在宅移行後も安心して地域で療養生活を送ることができるよう、訪問看護に係る経費の負担軽減を図るよう本制度の改正を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>特別医療費助成制度のうち特定疾病、ひとり親家庭、小児の助成対象となる経費に訪問看護に係る経費を追加する。</p> <p>なお、一部負担金については(2)のとおりである。</p> <p>(1)施行日 平成29年4月1日</p> <p>(2)一部負担金 通院又は訪問看護 530円/日上限 (同じ医療機関の場合5日目以降は無料) 入院 1,200円/日上限 (低所得者の減額認定証等の交付を受けている場合は入院16日目から無料)</p> <p>(3)訪問看護の適用の変更</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訪問看護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 身体障がい者(重度)</td> <td>平成8年度から対象</td> </tr> <tr> <td>② 知的障がい者(重度)</td> <td>平成8年度から対象</td> </tr> <tr> <td>③ 精神障がい者</td> <td>平成14年度から対象</td> </tr> <tr> <td>④ 特定疾病</td> <td rowspan="3">対象外 ⇒ 平成29年度から対象</td> </tr> <tr> <td>⑤ ひとり親家庭</td> </tr> <tr> <td>⑥ 小児</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)所得制限の設定(従来の制度から変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③の障がい者、⑤ひとり親家庭については、経済的な理由から必要な医療を受けられないことがないようにセイフティネットとして医療費の助成を行っていることから、所得制限を設けている。 ④特定疾病、⑥小児の子どもを対象とする医療費については、子育て世帯の負担軽減の観点から、すべての子育て中の世帯を対象として助成を行っている。 <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成28年4月1日から小児の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大。</p>									区分	訪問看護	① 身体障がい者(重度)	平成8年度から対象	② 知的障がい者(重度)	平成8年度から対象	③ 精神障がい者	平成14年度から対象	④ 特定疾病	対象外 ⇒ 平成29年度から対象	⑤ ひとり親家庭	⑥ 小児
区分	訪問看護																			
① 身体障がい者(重度)	平成8年度から対象																			
② 知的障がい者(重度)	平成8年度から対象																			
③ 精神障がい者	平成14年度から対象																			
④ 特定疾病	対象外 ⇒ 平成29年度から対象																			
⑤ ひとり親家庭																				
⑥ 小児																				

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
小規模保育設置促進事業	71,271	15,098	86,369			(基金繰入金) 15,098		
トータルコスト	71,271	15,098	86,369	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との連絡・調整、補助金事務				
工程表の政策目標 (指標)	安心して子どもを生み育てることができる環境を創造する。							

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

賃貸借物件等により、子ども・子育て支援法における小規模保育事業を新たに実施する場合に、改修費等及び当該改修期間中の賃借料の助成を行う。

2 主な事業内容

実施主体	米子市 (待機児童解消加速化プランに参加)		
負担割合	安心こども基金 (県) 2/3、市 1/12、事業者 1/4		
補助対象	賃貸物件等による小規模保育事業 (米子市1カ所、平成29年4月開設予定)		
基準額	契約家賃: 1事業所当たり 41,000千円 改修費等: 1事業所当たり 22,000千円		
要求額	補助金 15,098千円 <積算内訳> 小規模保育A型 改修費 22,000,000円 改修期間中の賃借料 648,000円 合計 22,648,000円… (A) 県補助額 (A) × 2/3 = 15,098千円 (千円未満切り捨て)		

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年11月1日現在、県内において13カ所の小規模保育施設が市町村の認可を受けて開設されており、そのうち鳥取市4件、米子市3件、日吉津村2件については、本事業により整備を行ったものである。

< 県内小規模保育事業所一覧 (H28.11.1時点) >

	名称	利用定員	所在地	備考 (施設整備費補助)
1	コモド第一保育園	12人	鳥取市末広温泉132	平成26年度実施
2	湖山くれよん保育園	18人	鳥取市湖山町北1-435	平成27年度実施
3	ニチイキッズ鳥取駅南保育園	17人	鳥取市興南町113-2	平成27年度実施
4	コモド第二保育園	12人	鳥取市湖山町東3-1	平成27~28年度実施
5	ベビーハウス向井	19人	米子市安倍717-1	
6	小規模保育園すく☆すく	12人	米子市新開6-11-16	
7	ファーストステージあんじゅ	9人	米子市錦町1-177	
8	くれよん保育園	18人	米子市新開2-8-38	平成26~27年度実施
9	ひなたぼっこ保育園	10人	米子市角盤町3-124-3	
10	小規模保育園米子駅前ベアーズ	15人	米子市末広町5	平成27年度実施
11	小規模保育所クローバー保育園	18人	米子市米原9-4-23	平成27~28年度実施
12	日吉津ベアーズ	15人	日吉津村日吉津84-1	平成26年度実施
13	パジャちゅうりっぷ保育園	15人	日吉津村日吉津1160-1	平成26年度実施

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 7570)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援員研修実施事業	[債務負担行為] 0 12,000	[債務負担行為] 12,893 0	[債務負担行為] 12,893 12,000	[債務負担行為] 6,446			[債務負担行為] 6,447	
トータルコスト	13,560	0	13,560	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	契約、研修計画の立案				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度である子育て支援員研修を実施し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

2 主な事業内容

(1) 平成29年度事業

地域保育コース(地域型保育)について、年2回実施し、そのうちの1回を年度の早期に実施するため、平成28年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定する。

【平成29年度事業内容】

事業名	修了者の主な従事先	実施回数 (H28→H29)	定員 (人)	実施時期 (H28→H29)
基本研修	-	1回→2回	240(120×2回)	6月→5月、 10月
地域保育コース (共通)	-	1回→2回	240(120×2回)	6月～8月 →5月～7月、 10月～12月
※ 地域型保育	保育園、小規模保育所、事業所内保育所等	1回→2回	200(40×2回、5カ所)	
※ 一時預かり事業	一時預かりを実施する保育園等	1回	40(40×1回)	
※ ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター提供会員	1回	40(40×1回)	
利用者支援事業基本型	子育て支援センター、保健センター等における子育てに関する相談業務	1回	30(30×1回)	
利用者支援事業特定型	市町村における子育てに関する相談業務	1回	30(30×1回)	
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	1回	40(40×1回)	
放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	1回	90(30×1回、3カ所)	
社会的養護	乳児院・児童養護施設	1回	40(40×1回)	

※1 基本研修修了後に専門研修を受講できる。専門研修は複数のコースを受講可。

※2 地域保育コース(共通)修了後に、地域型保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を受講できる。

(2) 所要額(補正額)

債務負担行為額

12,893千円(平成29年度事業実施額)

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源
地域児童健全育成推進事業	52,229	4,090	56,319	2,044			2,046
トータルコスト	56,908	4,090	60,998	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務			
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の発生防止、早期発見・対応の推進、里親制度の周知推進						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童家庭支援センター運営事業及び退所児童等アフターケア事業について、国庫補助単価の引き上げに伴い、県の補助金及び委託料の増額分を補正するものである。

2 主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	事業内容	当初	補正額	補正後
児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターの運営費助成（県内3ヵ所）	38,487	3,945	42,432
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設等の退所児童等への相談・支援	13,297	145	13,442
施設入所児童交流事業（単県）	入所児童の交流会への助成	445	0	445
合計		52,229	4,090	56,319

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線：7149)

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源
児童養護施設等の環境改善事業	40,515	3,706	44,221	1,853			1,853
トータルコスト	42,854	3,706	46,560	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務			
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の発生防止、早期発見・対応の推進、里親制度の周知推進						
事業内容の説明							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ファミリーホーム等の新設や小規模グループケアの実施に必要な内部改修・備品購入への助成を行い、施設の小規模化の推進や施設入所児童の生活向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p>							
区分	内容						
実施主体	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム等						
事業内容	ファミリーホーム等開設支援事業 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等を新設する際の改修・備品購入						
補助基準額	・児童養護施設、母子生活支援施設等 8,000千円 ・児童家庭支援センター等 1,000千円						
補助対象経費	改修費、備品購入費等						
補助率	10/10						
負担割合	国1/2、県1/2						
補正額	3,706千円 地域小規模児童養護施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品購入(1ヵ所)						

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7194)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県がん対策加速事業	9,454	1,480	10,934				1,480	
トータルコスト	9,454	1,480	10,934	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務 など				
工程表の政策目標(指標)	第二次がん対策推進計画に基づき、がん死亡率の減少などを目的とした総合的ながん対策の推進を図る。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>化学療法(抗がん剤治療)・放射線治療による脱毛や乳がん手術による乳房切除などがん治療による外見変貌の悩みを抱えるがん患者の心理的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ(かつら)及び乳がん患者用の補整下着の購入費用を助成しているが、今回、補助件数が当初予算を上回る見込みであるため、増額するものである。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 制度の概要								
補助対象者	世帯の市町村民税(所得割課税年額)が235,000円未満の鳥取県に住所を有するがん患者。							
補助対象経費	次の①又は②の購入経費(平成28年度以降に購入したものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ①ウィッグ(かつら)(全頭用かつらに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・頭皮保護用のネットを含む。 ・付属品及びケア用品は対象外。 ・部分的なかつら等は対象外。 ②補整下着等の胸部補整具 <ul style="list-style-type: none"> ・付属品及びケア用品は対象外。 							
補助率・補助額	購入経費の1/2 (補助上限額 2万円)							
補助回数	①又は②ごとに1人1回							
(2) 補正予算額								
補助金 1,480千円(単県)								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課 (内線: 7188)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被ばく医療体制整備事業 (緊急被ばく医療活動関係)	16,888	2,338	19,226	2,338				
トータルコスト	19,227	2,338	21,565	(補正に係る主な業務内容) 資機材の校正業務				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 福島第1原子力発電所の事故を踏まえて、島根原子力発電所に係る県内の緊急被ばく医療活動体制のために整備した資機材の維持管理と、被ばく医療従事者の研修により、県民の安全を守る。</p> <p>2 主な事業内容 平成26年度に二次被ばく医療機関である鳥取大学医学部附属病院・被ばく医療センターに整備したホールボディカウンター等の放射線測定機器及びX線撮影装置等の被ばく医療機器等の校正に係る経費を支援する。</p>								

医療政策課 (内線: 7190)
(単位: 千円)

3目 保健師等指導管理費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 看護職員等充足対策費 (人材派遣業務委託費)	0	(債務負担行為) 1,887	(債務負担行為) 1,887				(債務負担行為) 1,887	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0人	0人	修学資金募集				
工程表の政策目標 (指標)	病院勤務看護職員数 (目標値: 5,521人 (平成28年度))							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的 看護職員修学資金等貸付業務を効率的・集中的に行うため、人材派遣業務を委託する経費である。また、平成29年度当初から業務を履行するための準備期間が必要であることから、本年度内に契約するための債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 事業の内容 看護職員修学資金等貸付事業に係るデータ入力、書類発送作業等</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費（看護職員修学資金等貸付事業）	742,625	債務負担行為 860,928 0	債務負担行為 860,928 742,625				債務負担行為 860,928	
トータルコスト	753,542	0	753,542	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.4人	0人	1.4人	修学資金募集				

工程表の政策目標（指標） 病院勤務看護職員数（目標値：5,521人（平成28年度））

事業内容の説明

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成29年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成29～33年度

(2) 平成29年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成29年度 新規貸付		(参考) 平成28年度 新規貸付人数
	予定人数	金額（千円）	
①看護職員修学資金	405人	630,528	383人
②看護職員奨学金	20人	57,600	16人
③理学療法士等修学資金	100人	172,800	100人
計	525人	860,928	499人

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内において看護職員として従事する意思のある者。

・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

・返還猶予の条件 県内において看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。（免除額：全額免除又は半額免除）

②看護職員奨学金

・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者（地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。）で、卒業後県内で看護職員として従事する意思のある者

・奨学金の額 月額 60,000円

・返還猶予の条件 県内において常勤の看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き6年間常勤の看護職員として業務に従事したとき。（免除額：全額免除又は半額免除）

③理学療法士等修学資金

・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者

・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円

・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。

・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

医療指導課 (内線: 7165)

9 目 国民健康保険連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県国民健康保険運営協議会運営事業	0	148	148				148	
トータルコスト	0	1,708	1,708	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	協議会の開催業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度からの国保制度改革において、今後の国民健康保険事業の運営に関する事項を協議する都道府県協議会の設置が義務付けられたことから、市町村と早期に協議を進めながら早急に国保運営方針を決定するため今年度内に運営協議会を設置し、所要の審議を行う。

(参考)

○改正国保法第11条第1項 (国民健康保険事業の運営に関する協議会)

国民健康保険事業の運営に関する事項 (この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。) を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 主な事業内容

(1) 平成28年度中に開催する協議会の運営経費

① 開催予定: 平成29年3月 (1回)

② 委員数: 11名

被保険者代表 3名 (うち1名を公募)

保険医又は保険薬剤師代表 3名

公益代表 3名

被用者保険代表 2名

③ 審議内容

- ・ 国保事業費納付金の徴収
- ・ 国保運営方針の作成
- ・ その他国保運営に関する重要事項

(2) 国保運営方針の作成スケジュール (予定)

平成28年5月 市町村との連携会議等で記載事項等に関して検討
～平成29年2月

平成29年2月 連携会議で運営方針案を作成・運営協議会設置

3月 第1回運営協議会開催 (⇒連携会議等で運営方針案の再検討)

平成29年5月 全市町村から意見聴取・パブリックコメント実施・常任委員会へ報告

7月 第2回運営協議会開催・運営方針の決定

8月 運営方針の公表

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年度より市町村との意見交換の場を設け、移行に向けた課題等を協議しているが、市町村の懸念は、平成30年度からの納付金や保険料の額の動向、事務の共同化・効率化が図れるのかという点である。

今後も「県・市町村国民健康保険連携会議」の場で、引き続き移行に向けた協議を進めていく。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉相談センター（電話：0857-23-6214）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 福祉相談センター空調設備更新 工事	1,955	8,712	10,667		〈5,600〉 8,000		712	県費負担額 6,312
トータルコスト	5,854	8,712	14,566	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	福祉相談センター空調設備更新にかかる工事費				
工程表の政策目標 （指標）	児童虐待防止と要保護児童の適切な支援、DVへの適切な対応と被害者への支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

福祉相談センター空調設備更新に要する経費である。

2 主な事業内容

〈工事費については平成28年度から平成29年度継続事業〉

(1) スケジュール

区分	平成28年度	平成29年度
実施設計(当初予算)	→ (8月)	
工事(今回)		→ (7月)

(2) 所要額

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度	合計
実施設計委託費	1,955	—	1,955
工事費	8,712	13,068	21,780
合計	10,667	13,068	23,735

※精神保健福祉センターも同一の建物に入居しており、事業費は面積按分によって配分した。

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

精神保健福祉センター（電話：0857-21-3031）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																									
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源																										
〈地方機関計上予算〉 精神保健福祉センター空調設備更新 工事	1,904	8,485	10,389		〈4,900〉 7,000		1,485	県費負担額 6,385																									
トータルコスト	1,904	8,485	10,389	（補正に係る主な業務内容）																													
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	精神保健福祉センター空調設備更新にかかる 工事費																													
工程表の政策目標（指 標）	地域の精神保健福祉活動の効果的な促進																																
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 精神保健福祉センター空調設備更新に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 〈工事費については平成28年度から平成29年度継続事業〉</p> <p>(1) スケジュール</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施設計(当初予算)</td> <td>→ (8月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事(今回)</td> <td></td> <td>→ (7月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所要額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施設計委託費</td> <td>1,904</td> <td>—</td> <td>1,904</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>8,485</td> <td>12,727</td> <td>21,212</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,389</td> <td>12,727</td> <td>23,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福祉相談センターも同一の建物に入居しており、事業費は面積按分によって配分した。</p>									区分	平成28年度	平成29年度	実施設計(当初予算)	→ (8月)		工事(今回)		→ (7月)	区分	平成28年度	平成29年度	合計	実施設計委託費	1,904	—	1,904	工事費	8,485	12,727	21,212	合計	10,389	12,727	23,116
区分	平成28年度	平成29年度																															
実施設計(当初予算)	→ (8月)																																
工事(今回)		→ (7月)																															
区分	平成28年度	平成29年度	合計																														
実施設計委託費	1,904	—	1,904																														
工事費	8,485	12,727	21,212																														
合計	10,389	12,727	23,116																														

(注) 起債欄の上段〈〉書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄〈〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	417,962	99	418,061	395,847	99	395,946	182,989	99	183,088
2	給料	1,578,329		1,578,329	1,518,345		1,518,345	374,900		374,900
3	職員手当等	906,467		906,467	875,587		875,587	193,449		193,449
4	共済費	628,292		628,292	602,703		602,703	152,408		152,408
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	3,417		3,417	773		773	485		485
8	報償費	78,933		78,933	68,748		68,748	17,206		17,206
9	旅費	69,871	49	69,920	58,308	49	58,357	33,684	49	33,733
	費用弁償	10,433	49	10,482	8,214	49	8,263	4,825	49	4,874
	普通旅費	36,257		36,257	32,577		32,577	14,885		14,885
	特別旅費	23,181		23,181	17,517		17,517	13,974		13,974
10	交際費									
11	需用費	295,824		295,824	286,981		286,981	52,930		52,930
12	役務費	95,836		95,836	87,149		87,149	31,237		31,237
13	委託料	3,101,584	1,400	3,102,984	2,948,641	1,400	2,950,041	691,633	1,255	692,888
14	使用料及び賃借料	104,010		104,010	96,603		96,603	30,224		30,224
15	工事請負費	210,055	8,712	218,767	210,055	8,712	218,767	194,792	8,712	203,504
16	原材料費									
17	公有財産購入費	500		500	500		500	500		500
18	備品購入費	27,767		27,767	27,747		27,747	5,988		5,988
19	負担金、補助及び交付金	36,279,378	30,249	36,309,627	35,860,371	30,249	35,890,620	29,682,564		29,682,564
20	扶助費	1,754,614		1,754,614	1,753,114		1,753,114	1,142,033		1,142,033
21	貸付金	192,920		192,920	192,720		192,720			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	60,026		60,026	60,026		60,026	60,026		60,026
24	投資及び出資金									
25	積立金	313,994		313,994	313,975		313,975	312,266		312,266
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	94		94	94		94	10		10
28	繰出金	3,180		3,180	3,180		3,180			
	予備費									
	計	46,124,303	40,509	46,164,812	45,362,717	40,509	45,403,226	33,159,374	10,115	33,169,489
財源	国庫支出金	3,369,886	4,524	3,374,410	3,068,772	4,524	3,073,296	1,394,417	627	1,395,044
	地方債	191,000	8,000	199,000	191,000	8,000	199,000	91,000	8,000	99,000
	その他	3,793,990	22,598	3,816,588	3,782,652	22,598	3,805,250	2,633,697		2,633,697
	一般財源	38,769,427	5,387	38,774,814	38,320,293	5,387	38,325,680	29,040,260	1,488	29,041,748

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			9目 国民健康保険連絡調整費			12目 障がい者自立支援事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	119,705		119,705	7,423	99	7,522	22,655		22,655
2	給料	374,900		374,900						
3	職員手当等	193,449		193,449						
4	共済費	143,463		143,463	1,050		1,050	3,137		3,137
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	485		485						
8	報償費	2,711		2,711	200		200	6,077		6,077
9	旅費	6,986		6,986	521	49	570	13,266		13,266
	費用弁償	1,775		1,775	156	49	205	1,893		1,893
	普通旅費	3,882		3,882	103		103	5,375		5,375
	特別旅費	1,329		1,329	262		262	5,998		5,998
10	交際費									
11	需用費	23,570		23,570	133		133	19,559		19,559
12	役務費	7,758		7,758	990		990	12,079		12,079
13	委託料	114,293		114,293	1,444		1,444	444,787	1,255	446,042
14	使用料及び賃借料	7,152		7,152	280		280	16,449		16,449
15	工事請負費	34,558	8,712	43,270				123,869		123,869
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	622		622	808		808	4,508		4,508
19	負担金、補助及び交付金	546,134		546,134	5,235,723		5,235,723	4,117,443		4,117,443
20	扶助費	1,530		1,530				1,138,509		1,138,509
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	59,989		59,989						
24	投資及び出資金									
25	積立金				26,174		26,174	3		3
26	寄附金									
27	公課費							10		10
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,637,305	8,712	1,646,017	5,274,746	148	5,274,894	5,922,351	1,255	5,923,606
財源内訳	国庫支出金	102,332		102,332	1,364		1,364	1,063,140	627	1,063,767
	地方債	1,000	8,000	9,000				90,000		90,000
	その他	114,528		114,528	26,648		26,648	157,858		157,858
	一般財源	1,419,445	712	1,420,157	5,246,734	148	5,246,882	4,611,353	628	4,611,981

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費					4項 災害救助費			
		補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	200,495		200,495	81,771		81,771			
2	給料	1,083,461		1,083,461	1,083,461		1,083,461			
3	職員手当等	651,142		651,142	651,142		651,142			
4	共済費	426,583		426,583	411,833		411,833			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	288		288						
8	報償費	51,131		51,131	12,778		12,778			
9	旅費	21,724		21,724	11,887		11,887	400		400
	費用弁償	2,794		2,794	1,748		1,748			
	普通旅費	15,537		15,537	7,669		7,669	400		400
	特別旅費	3,393		3,393	2,470		2,470			
10	交際費									
11	需用費	121,930		121,930	18,434		18,434	106,360		106,360
12	役務費	44,169		44,169	12,288		12,288	9,100		9,100
13	委託料	2,242,597	145	2,242,742	278,839	145	278,984			
14	使用料及び賃借料	41,174		41,174	8,717		8,717	24,040		24,040
15	工事請負費	15,263		15,263						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	21,759		21,759	8,331		8,331			
19	負担金、補助及び交付金	5,708,920	22,749	5,731,669	3,896,339	22,749	3,919,088	271,540	7,500	279,040
20	扶助費	298,959		298,959	1,227		1,227	1,400		1,400
21	貸付金	42,720		42,720	42,720		42,720	150,000		150,000
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,348		1,348	1,348		1,348	361		361
26	寄附金							1,200		1,200
27	公課費	84		84						
28	繰出金	3,180		3,180						
	予備費									
	計	10,976,927	22,894	10,999,821	6,521,115	22,894	6,544,009	564,401	7,500	571,901
財源内訳	国庫支出金	1,264,016	3,897	1,267,913	205,406	3,897	209,303	169,560		169,560
	地方債							100,000		100,000
	その他	1,142,441	15,098	1,157,539	559,280	15,098	574,378	1,061	7,500	8,561
	一般財源	8,570,470	3,899	8,574,369	5,756,429	3,899	5,760,328	293,780		293,780

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節 款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
	4項 災害救助費						補正前	補正額	補正後
	1目 救助費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬				170,661		170,661	102,034		102,034
2 給料				1,514,596		1,514,596	749,800		749,800
3 職員手当等				872,906		872,906	470,391		470,391
4 共済費				586,348		586,348	291,711		291,711
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金				13,446		13,446	13,446		13,446
8 報償費				54,165	206	54,371	35,087		35,087
9 旅費	400		400	75,222	124	75,346	44,651		44,651
費用弁償				8,987		8,987	5,212		5,212
普通旅費	400		400	36,358		36,358	19,310		19,310
特別旅費				29,877	124	30,001	20,129		20,129
10 交際費									
11 需用費	106,360		106,360	256,616	879	257,495	148,605		148,605
12 役務費	9,100		9,100	68,028	1,004	69,032	36,912		36,912
13 委託料				1,199,975	1,700	1,201,675	519,315		519,315
14 使用料及び賃借料	24,040		24,040	74,651	65	74,716	31,294		31,294
15 工事請負費				292,705	8,485	301,190		8,485	8,485
16 原材料費				500		500			
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				46,727		46,727	11,791		11,791
19 負担金、補助及び交付金	271,540	7,500	279,040	6,126,285	3,818	6,130,103	5,214,918	3,818	5,218,736
20 扶助費	1,400		1,400	1,404,822		1,404,822	1,404,822		1,404,822
21 貸付金	150,000		150,000	1,049,512		1,049,512	990,095		990,095
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料				387,429		387,429	387,429		387,429
24 投資及び出資金									
25 積立金	4		4	1,798,719		1,798,719	1,784,799		1,784,799
26 寄附金	1,200		1,200	54,250		54,250	34,200		34,200
27 公課費				43		43	43		43
28 繰出金									
予備費									
計	564,044	7,500	571,544	16,047,606	16,281	16,063,887	12,271,343	12,303	12,283,646
財源									
内 国庫支出金	169,560		169,560	3,417,803	2,338	3,420,141	2,747,619	2,338	2,749,957
地方債	100,000		100,000	179,000	7,000	186,000	44,000	7,000	51,000
その他	704	7,500	8,204	2,216,139		2,216,139	1,994,947		1,994,947
内 一般財源	293,780		293,780	10,234,664	6,943	10,241,607	7,484,777	2,965	7,487,742

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		補正前	補正額	補正後	4目 精神衛生費			9目 生活習慣病予防対策費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	55,672		55,672	5,330		5,330	13,658		13,658
2	給料	134,964		134,964						
3	職員手当等	77,971		77,971						
4	共済費	58,123		58,123	354		354	2,143		2,143
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	13,446		13,446				2,424		2,424
8	報償費	15,863		15,863	1,240		1,240	3,341		3,341
9	旅費	19,802		19,802	3,338		3,338	3,050		3,050
	費用弁償	2,548		2,548	816		816	857		857
	普通旅費	8,513		8,513	1,696		1,696	818		818
	特別旅費	8,741		8,741	826		826	1,375		1,375
10	交際費									
11	需用費	98,413		98,413	3,675		3,675	9,397		9,397
12	役務費	17,638		17,638	1,927		1,927	1,987		1,987
13	委託料	293,293		293,293	85,626		85,626	83,574		83,574
14	使用料及び賃借料	11,095		11,095	1,049		1,049	1,702		1,702
15	工事請負費		8,485	8,485		8,485	8,485			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	5,181		5,181						
19	負担金、補助及び交付金	442,794	1,480	444,274	4,819		4,819	238,143	1,480	239,623
20	扶助費	1,404,702		1,404,702	18,337		18,337	199,927		199,927
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	19,134		19,134						
24	投資及び出資金									
25	積立金	8		8						
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,668,099	9,965	2,678,064	125,695	8,485	134,180	559,346	1,480	560,826
財源	国庫支出金	1,041,781		1,041,781	48,100		48,100	218,124		218,124
	地方債	13,000	7,000	20,000	1,000	7,000	8,000	12,000		12,000
	その他	20,519		20,519	11		11	672		672
	一般財源	1,592,799	2,965	1,595,764	76,584	1,485	78,069	328,550	1,480	330,030

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	42,108		42,108	6,924		6,924	498,961	99	499,060
2	給料	296,171		296,171				2,268,145		2,268,145
3	職員手当等	217,407		217,407				1,345,978		1,345,978
4	共済費	114,474		114,474	1		1	894,414		894,414
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							14,219		14,219
8	報償費	19,032		19,032	4,240		4,240	104,278		104,278
9	旅費	22,708		22,708	10,714		10,714	103,852	49	103,901
	費用弁償	2,556		2,556	995		995	13,632	49	13,681
	普通旅費	8,786		8,786	2,432		2,432	52,222		52,222
	特別旅費	11,366		11,366	7,287		7,287	37,998		37,998
10	交際費									
11	需用費	38,547		38,547	8,290		8,290	436,643		436,643
12	役務費	13,399		13,399	4,889		4,889	124,231		124,231
13	委託料	206,589		206,589	165,056		165,056	3,471,165	1,400	3,472,565
14	使用料及び賃借料	10,418		10,418	1,715		1,715	127,927		127,927
15	工事請負費							210,055	17,197	227,252
16	原材料費									
17	公有財産購入費							500		500
18	備品購入費	6,565		6,565				39,538		39,538
19	負担金、補助及び交付金	4,771,742	2,338	4,774,080	2,144,587	2,338	2,146,925	41,621,947	34,067	41,656,014
20	扶助費	120		120				3,157,936		3,157,936
21	貸付金	990,095		990,095	271,780		271,780	1,182,815		1,182,815
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	368,295		368,295	368,295		368,295	580,455		580,455
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,784,791		1,784,791	1,784,791		1,784,791	2,098,774		2,098,774
26	寄附金	34,200		34,200	34,200		34,200	35,450		35,450
27	公課費	8		8				137		137
28	繰出金							3,180		3,180
	予備費									
	計	8,936,669	2,338	8,939,007	4,805,482	2,338	4,807,820	58,320,600	52,812	58,373,412
財源内訳	国庫支出金	1,705,838	2,338	1,708,176	1,696,354	2,338	1,698,692	5,951,771	6,862	5,958,633
	地方債	22,000		22,000	22,000		22,000	235,000	15,000	250,000
	その他	1,974,410		1,974,410	1,916,888		1,916,888	5,777,599	22,598	5,800,197
	一般財源	5,234,421		5,234,421	1,170,240		1,170,240	46,356,230	8,352	46,364,582

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
9 目 国民健康保険連絡調整費		
報酬	鳥取県国民健康保険運営協議会委員	11人
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	小規模保育設置促進事業補助金	15,098
	児童家庭支援センター運営事業費補助金	3,945
	環境改善事業費補助金	3,706
4 項 災害救助費		
1 目 救助費		
負担金、補助 及び交付金	熊本地震に係る市町村等の救助経費清算負担金	7,500
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金	1,480
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助 及び交付金	被ばく医療体制整備事業補助金	2,338

繰越明許費に関する調書

[追加分]

福祉保健部(単位:千円)						
款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
3	民生費	12 障がい者自立支援事業費	指定管理施設利用者環境向上事業費	133,123	68,571	鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を保全対象とする急傾斜地崩壊対策事業について、敷地内に存する法定外公共物(道路、水路)の取扱いに関し、所有者の鳥取市との協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため、翌年度への繰越を行うもの。
福祉保健部一般会計合計				133,123	68,571	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成28年度 子育て支援員研修事 業委託	12,893			平成29年度	12,893	6,446			6,447
平成28年度 看護学生等修学資金 貸付金	860,928			平成29年度から 平成33年度まで	860,928				860,928
平成28年度 看護学生等修学資金 貸付業務委託	1,887			平成29年度	1,887				1,887
平成28年度 西部総合事務所福祉 保健局庁舎清掃業務 委託	2,644			平成29年度	2,644				2,644
平成28年度 総合療育センター 施設合維持管理業 務委託	12,312			平成29年度から 平成31年度まで	12,312			12,312	
平成28年度 総合療育センター 自動扉保守管理業務 委託	1,410			平成29年度から 平成31年度まで	1,410			1,410	
平成28年度 総合療育センター 体外式人工呼吸器保 守業務委託	2,140			平成29年度から 平成33年度まで	2,140			2,140	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成28年度 総合療育センター 非常・火災通報装置 保守点検業務委託	150			平成29年度から 平成31年度まで	150			150	
平成28年度 総合療育センター 換気・衛生設備保守 管理業務委託	4,182			平成29年度から 平成31年度まで	4,182			4,182	
平成28年度 総合療育センター 排痰補助装置買借料	2,382			平成29年度から 平成31年度まで	2,382			2,382	

条 例 名 等	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>小児慢性特定疾病等にかかっている者、ひとり親世帯及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、特別医療費の助成の対象を拡大する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 補助金の交付の対象となる小児慢性特定疾病等にかかっている者、ひとり親世帯及び子どもに係る医療費に訪問看護に要する費用を加える。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">訪問看護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 身体障がい者 (重度)</td> <td>平成8年度から対象</td> </tr> <tr> <td>(2) 知的障がい者 (重度)</td> <td>平成8年度から対象</td> </tr> <tr> <td>(3) 精神障がい者</td> <td>平成14年度から対象</td> </tr> <tr> <td>(4) 特定疾病</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">対象外 ⇒ 平成29年度 から対象</td> </tr> <tr> <td>(5) ひとり親家庭</td> </tr> <tr> <td>(6) 小児</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	訪問看護	(1) 身体障がい者 (重度)	平成8年度から対象	(2) 知的障がい者 (重度)	平成8年度から対象	(3) 精神障がい者	平成14年度から対象	(4) 特定疾病	対象外 ⇒ 平成29年度 から対象	(5) ひとり親家庭	(6) 小児
区 分	訪問看護												
(1) 身体障がい者 (重度)	平成8年度から対象												
(2) 知的障がい者 (重度)	平成8年度から対象												
(3) 精神障がい者	平成14年度から対象												
(4) 特定疾病	対象外 ⇒ 平成29年度 から対象												
(5) ひとり親家庭													
(6) 小児													

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和 48 年鳥取県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(一部負担金)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項第 2 号の一部負担金の額は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに、それぞれ 1 月につき同法第 76 条第 2 項及び第 3 項又は第 88 条第 4 項及び第 5 項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、それぞれ 1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">医療</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">一部負担金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> を受ける者の区分 </td> <td style="vertical-align: top;"> 健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合 </td> <td style="vertical-align: top;"> 健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前条第 2 項第 3 号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 43 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第 5 項に規定する者を除く。）が同一の月に同一</p>	医療	一部負担金上限額		を受ける者の区分	健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合	略			<p>(一部負担金)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項第 2 号の一部負担金の額は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ 1 月につき同法第 76 条第 2 項及び第 3 項又は第 88 条第 4 項及び第 5 項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ 1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">医療</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">一部負担金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> を受ける者の区分 </td> <td style="vertical-align: top;"> 健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合 </td> <td style="vertical-align: top;"> 健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付の場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前条第 2 項第 3 号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 43 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第 5 項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関に</p>	医療	一部負担金上限額		を受ける者の区分	健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付の場合	略		
医療	一部負担金上限額																		
を受ける者の区分	健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合																	
略																			
医療	一部負担金上限額																		
を受ける者の区分	健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付の場合																	
略																			

の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。

- 4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、外来給付にあっては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、訪問看護療養給付にあっては健康保険法第88条第4項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあっては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

5・6 略

において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

- 4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあっては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあっては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

5・6 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例名等

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

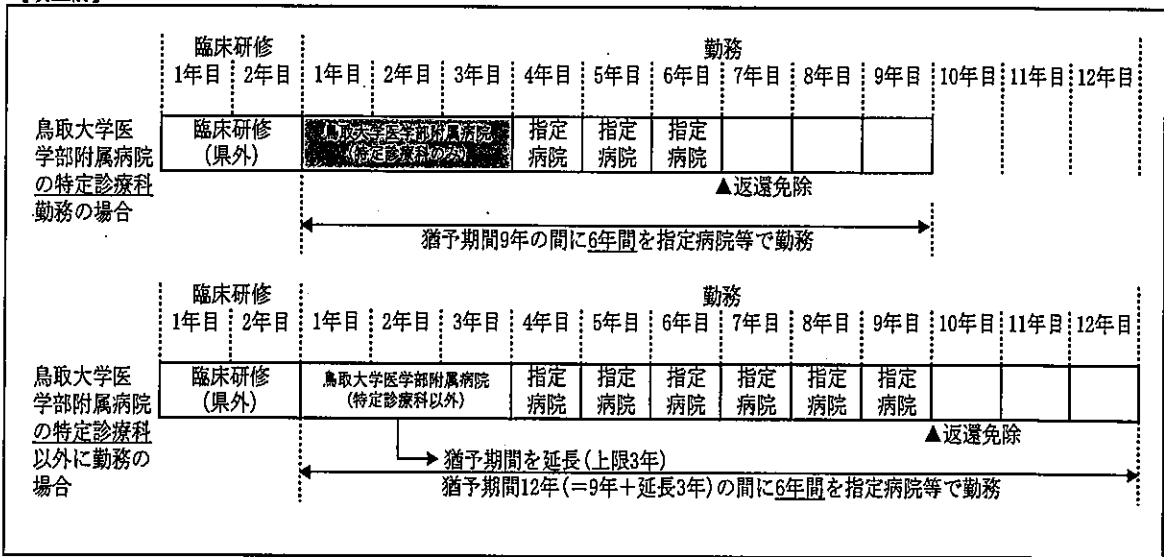
県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務免除の要件について所要の改正を行うものである。

2 概要

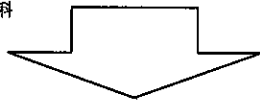
(1) 知事が特に指定する病院 (国立大学法人鳥取大学医学部附属病院) の全ての診療科 (現行 知事が指定する診療科 (小児科、産科、救急科及び精神科)) の業務に従事する期間を、3年を上限として、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間として認めることとする。

〈改正イメージ〉

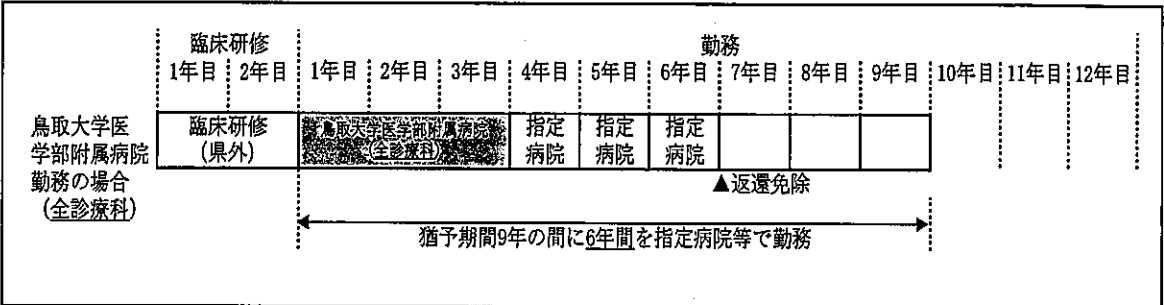
【改正前】



※特定診療科=産科、小児科(脳神経小児科)、精神科、救急科



【改正後】



- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	医師養成奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略
略			略		
臨床研修医研修修資金貸付金	県内における知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	臨床研修医研修修資金貸付金	県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略
略			略		
備考			備考		
1 略			1 略		
2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。			2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
			(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以		

(3) 略

3 略

4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあつては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間

(4) 略

3 略

4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院の特定診療科において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする）を加えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 県内において大麻栽培の免許を受けた者が栽培地の監視を行えなくなり、免許を取り消すこととなった事件が発生したことに鑑み、県内において大麻草等の栽培をさせないようにするため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 知事は、大麻草の栽培の免許をしない等の措置をとることとする。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同条第6号に規定する向精神薬</p> <p>(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし（以下「けし」という。）、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> <p>2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。</u></p> <p>(2) <u>麻薬原料植物の栽培を行おうとする者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第2条第20号に規定する麻薬研究者の免許はしない。</u></p> <p>(3) <u>厚生労働大臣に対するけしの栽培の許可申請については、許可すべきではない旨の意見を付す。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</p> <p>(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年11月11日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年11月11日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 熊本県上益城郡御船町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金52,380円を支払うものとする事。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成28年5月15日 イ 事故発生場所 熊本県上益城郡御船町大字御船地内 ウ 事故の状況 鳥取県福祉保健部福祉保健課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 52,380円 うち、保険支払額22,380円、県費支出額 30,000円（免責3万円） ・県側車両損害額 90,288円</p>